

《論 説》

犯罪被害者等への経済的支援に関する

正木亮説の検証

——「刑法における賠償問題」¹⁾の検討・その2——

齋 藤 実

1 はじめに

犯罪被害者等への経済的支援に関する議論の歴史は古い。日本で最初にこの問題を正面から議論したのは、牧野英一博士であった²⁾。牧野博士は「犯罪被害者に対する賠償の実際的方法」の冒頭で「犯人が被害者に対する賠償の責任をして有効に執行せしむるの方法如何は現代の刑事政策の中に於て最も重要な問題の一なり」と述べている³⁾。牧野博士は、犯罪被害者等への経済的支援として、国が加害者に賠償を促す制度を制定するべきとするとともに、国による犯罪被害者への補償制度の確立を促した。賠償の責任はまずは加害者が負うべきであるが、それができない場合には、国が犯罪被害者等へ無過失の賠償責任を負うべきとしたのである。

その後、牧野博士の議論を引き継いだ1人が正木亮博士であった⁴⁾。正木博

-
- 1) 牧野英一『刑法改正の諸問題』（良書普及会、1937年）116～114頁ではタイトルを「刑法における賠償問題」としており、それに従った。また、拙稿「犯罪被害者への経済的支援に関する牧野英一説の検証－「刑法における賠償問題」の検討－」*琉大法学*106号（2022年）5－17頁に続くものとして、「2」とした。
 - 2) 森本益之「受刑者による犯罪被害の賠償－刑務作業賃金制導入の一側面－」『刑事政策の現代的課題』（有斐閣、1977年）578頁では、犯罪被害者等への経済的支援の議論は牧野博士、正木博士、市川博士等新派の学者の提言によることと、社会的弱者の救済がとりあげられるようになった時代状況であったことを理由とする。
 - 3) 牧野英一「犯罪被害者に対する賠償の実際的方法」*法学協会雑誌*（明治1904年）94頁。
 - 4) 鈴木義男「被害者補償の諸問題－英米での議論を顧みて」『植松博士還暦祝賀 刑

士も、牧野博士と同様に犯罪被害者等への経済的な支援の重要性を説く。その上で、牧野博士が国による犯罪被害者への補償制度の確立を中心に論じていたのに対し、正木博士は加害者自らの賠償を中心に論じる点に特徴がある。

犯罪被害者等への経済的支援に関する議論の歴史は古いものの、未だに十分な解決を見せない。加害者からの十分な賠償は期待できないとともに、国による犯罪被害者への補償制度が未だ十分とはいえないことがその理由である。しかし、現に、経済的支援が十分ではない犯罪被害者等は依然として後を絶たない⁵⁾。犯罪は犯罪被害者等を貧困に陥れ、しかもその貧困は次世代に連鎖する可能性すらある。犯罪被害者等への経済的支援の議論は待ったなしの状況である。とすれば、国が加害者に賠償を促す制度の検討と、国による犯罪被害者への補償制度の確立の議論を相互に関連させることが必要であろう。今日、国が加害者に賠償を促す制度について正面から論じた正木説を検討する意義は大きい。

法と科学』(1971年、有斐閣)887頁では、牧野博士、正木博士の「被害者に対する損害賠償を確保することが、単に被害者の個人的な満足をはかるという点で重要であるにとどまらず、犯罪行為によって攪乱された社会の秩序を回復するという点で国家自体の大きな関心事であり、また、犯人に自己の行為に対する責任を具体的に自覚させてその改善更生に資する点で刑事政策的な効果も少なくないという前提から、損害賠償その他の方法による被害者の救済を刑事司法本来の目的の一つとして重視する必要があることが強調されている」としている。正木博士自身も『刑法と刑事政策』(有斐閣、1963年)の序文で、「恩師牧野英一博士の研究室を訪ね、爾来教えをうけるようになってから、ここに40余年になる。」とし、学問上の影響を受けたことを述べている。

- 5) 例えば、2021年12月に起きた大阪ビル放火事件について、日本経済新聞は「大阪ビル放火、被害者給付の査定で差 退職・休職不利に」(2022年12月17日〈朝刊〉47頁)として犯罪被害者等への経済的支援が不十分であることを論じている。

2 牧野説の概要

(1) はじめに

牧野説については、既に別の機会に述べていることから⁶⁾、簡単に記述するにとどめる。

牧野博士が提唱した第1は、「国家は、まづ、犯罪人に対して賠償を為す心持になるように仕向け」ること、第2として「損害回復の問題が、結局、国家の負担において解決せらるべき」であることをあげる。国が補償することの根拠として「警察の及ばなかった点」に関して責任が発生するとともに、「社会的保険の原理」をあげている⁷⁾。

(2) 国が加害者に賠償を促すための制度について

牧野博士は「損害賠償を確実にすることが社会防衛のために重要であり、犯罪者の改善のため、刑に代え又は刑と併せて効果を発揮するもの」とする⁸⁾。その上で、「国家は、まづ、犯罪人に対して賠償を為す心持になるように仕向けなければならぬ。」とした⁹⁾。具体的には、刑の量定、刑の執行猶予、仮出獄(仮釈放)において賠償問題は相当に考慮されるべきとしている。特に、旧刑訴279条(起訴便宜主義)に規定した「犯罪後の情況」¹⁰⁾に着目し、「賠償を全うしたこと又は少なくとも賠償を全うするに努力したことが重きにおいて考へられねばならぬのである。……改悛が、その真实性を具有するがためには、賠償、少なくとも賠償の努力がこれに伴わねばなるまい。一定の刑を受けたというこ

6) 前掲1) 拙稿参照。

7) 「2 牧野説の概要」内での牧野説の引用は、特にことわりのない場合は、前掲1) 牧野116~144頁による。

8) 牧野英一『刑法総論下巻(オンデマンド版)』(有斐閣、2001年)933頁。

9) 牧野英一『日本刑法 上巻総論[増補版]』(有斐閣、1942年)666頁、牧野英一『刑事学の新思潮と新刑法』(有斐閣、1931年)249・250頁。

10) 前掲1) 牧野『刑法改正の諸問題』130頁。

とで自己の責任を全うしたと信ずる犯人は、決して改悛の情を真実に示したものとといひ得ないであらう」と述べる。

(3) 国による犯罪被害者への補償について

牧野博士は、国が加害者に賠償を促すための制度について検討をしたものの、「損害回復の問題が、結局、国家の負担において解決せらるべき」とする。

さらに、「国家は、一方において警察を全うする任務を持っているのであるし、他方において、その警察の及ばなかった点について、無過失責任を負わねばならぬ」とする。その上で、「わたくしは、損害回復の問題が、結局、国家の負担において解決せらるべきであること」とし「これを国家の無過失責任として考えるべきものとするのである。」このような考え方の背景は、「犯罪の被害に対する国家の責任が全うせられるのと相表裏して、刑に依る賠償という考え方がすてられることになると、そこに、教育刑主義が全幅的にその機能を発揮することになり得るであろう。」¹¹⁾ とする考えがある。

3 正木説の概要

(1) はじめに

犯罪被害者等への経済的支援について、牧野説の影響を受けていることは、既に述べた通りである。もっとも、正木説は、経済的支援の方策の力点を国が加害者に賠償を促す制度に置く。そこで、正木説の概要について紹介したい¹²⁾。

(2) 刑の執行猶予、仮釈放等について

被害の賠償は刑事政策的には重大な価値を持っているものの、実際問題とし

11) 牧野英一『刑法内外の動き 刑法研究第17巻』(有斐閣、1960年) 177頁。

12) 正木亮「被害賠償の刑事政策的意義」刑政49巻10号(1936年) 5～16頁。同論文は、正木亮「被害賠償の刑事政策的意義」『形成を考える』(矯正協会、1969年)にも再所収されている。

ては軽視されているとする。その上で、まず言及しているのが、刑の執行猶予と不起訴処分である。刑の執行猶予の「情状」及び不起訴処分の「犯罪後の情況」の中に被害弁償が含まれていることに言及する。また、仮釈放においても仮釈放審査規程3条に「犯罪後の情況」として被害者の情況も考慮要素とされており、さらに、刑法改正準備草案48条8号で「罪を犯したる後後悔して損害の賠償を為し其の外実害をけいげんする為努力」(原文カナ)したか否かを刑罰適用の参考にすると規定されたことを評価している。

(3) 作業賞与金について

正木博士がさらに注目したのは作業賞与金(現在の作業報奨金)についてであった。監獄法施行規則第76条1項¹³⁾で「作業賞与金計算高を有する受刑者其父、母、妻若しくは子の不要、犯罪被害者に対する賠償又は書籍の購求其他必要ある場合¹⁴⁾に於ては情状に因り在監中と雖も作業賞与金計算高の3分の1を超えざる金額を給することを得」(原文カナ)としている。これに対して正木博士は現代の刑事思想からは矛盾だとし、「自己の行為に基いて生じたる被害者や其の遺族に対する救済よりも自己の父、母、妻若しくは子の扶養を先にし或は自己将来の生計の資を作らしむるが為に賠償金額に制限を付するが如きは犯罪人に真の責任観念を求むる所以ではない」とする。その上で、「現に仮釈放審査規程第12条に於て『特に其の犯行に因りて生じたる損害を賠償し又は実害を軽減する為努力を為したるや否や審査すべし』(原文カナ)と為して居

13) 監獄法の第二十七条は

- 1 作業ノ収入ハ総テ国庫ノ所得トス
- 2 在監者ニシテ作業ニ就クモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ作業賞与金ヲ給スルコトヲ得
- 3 作業賞与金ハ行状、作業ノ成績等ヲ斟酌シテ其額ヲ定ム
と規定し、監獄法施行規則67条乃至78条が対応する。

14) 小野他『監獄法 改訂復刊新装版』(有斐閣、2000年)235頁では、「罰金、訴訟費用等の納付、税金の納入、債務履行・・・など正当な用途のうち必要性が認められる場合」とする。

る点より推考すれば此の責任を完うせしむる為めには受刑者をして可及的にその領置金や作業賞与金を以て賠償を支払はしめようといふことになるので従来の所持金額の制限や作業賞与金計算高3分の1以内と制限の如きはむしろ排除すべき立法思想とせねばならぬ」としている。

(4) 賃金制について

もっとも、被害弁償を優先するあまり「彼及びその親妻子の生活は之を如何にすべきか。」という問題が生じる。そこで、正木博士は「必然的に絶叫されてくるのが、即ち刑務作業の賃金主義である」とする。

賃金主義について、「刑罰が純然たる応報にあらざることを必要とする」ことを前提にする。「行刑の方向に於ては特別予防作用を重点とすることが是認されて」おり、「特別予防作用なるものの本質を採及すればそこに犯人の個性を中心として、之を善導し誘掖すべき総ての方法が是認せられることになる」とする。その上で、「監獄法第24条¹⁵⁾の作業賦課に関する規定はさような意味に於いて認められた労働概念となる」としている。

刑務作業の性質が「普通労働に接近しつつある」とし、その理由として、「在監者の就業によりて創傷を受け又は疾病に罹りて之が為に死亡し又は業務を営み難きに至りたる時の手当金の給与（監獄法第28条¹⁶⁾）が工場法のそれに類

15) 同法24条1項は「作業ハ衛生、経済及ヒ在監者ノ刑期、健康、技能、職業、将来ノ生計等ヲ斟酌シテ之ヲ課ス」と規定する。「衛生、経済」を斟酌するとは、「積極的には在監者が心身の健康を維持し、健全な勤労者たらしめること、また、その作業が生産的で、在監者に作業成果についての喜びを感じしめ、作業することの社会的意味を認識させ、勤労の能力と意欲とを要請すると同時に、生産的・経営的にも有利であるものでなければならないことを意味」し、「在監者ノ刑期、健康、技能、職業、将来ノ生計等」を斟酌するとは、「在監者個人個人に相応する作業指定をするということで、作業賦課の個別主義・処遇の個別化の一環にほかならない」とする（前掲14）小野他『改訂監獄法』195 - 198頁）。

16) 同法28条1項は「在監者就業ニ因リ創傷ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ為メニ死亡シ又ハ業務ヲ営ミ難キニ至リタルトキハ情状ニ因リ手当金ヲ給スルコトヲ得」と規定する。前掲14）小野他『改訂監獄法』236・237頁は、「刑務作業就業者が作業上災害

似して居ること、作業賞与金が事実上権利化されて居ること、作業賞与金の使用範囲が生活の向上に随伴せしめられたこと(処遇令第42、45、50条)更に事故作業が認められたこと(処遇令第46、51条)等によって今日では刑務作業は最早純然たる矯正作業の域を脱するに至った。」と述べる。

その上で、受刑者の「釈放後に於ける生活準備を為さしめることと被害者への賠償を為さしめることと何れが重きであるかとの問題を提示したが、その二つは楯の両面である。その何れによるべしとするよりもその二つを実行し得べき作業所得を為さしむることを先決問題としなければならぬのである」とする。「第一に損害の賠償といふ点から発しなければならぬが、然し、その何れの場合に於ても犯罪人には自己の爲した被害に対して進んで責を負はしめる必要がある。さうさせることが犯人を改過遷善せしめる奥儀であり且教育刑思想を全うする所以であるという結論に到達する」として結んでいる¹⁷⁾。

4 正木説の検証

(1) はじめに

正木博士も、犯罪の被害に対して第一次的に責任を負うべきは加害者であるとする点は、牧野博士と同様であるが、加害者による賠償について論を深めていく。「さうさせることが犯人を改過遷善せしめる奥儀であり且教育刑思想を全うする所以であるという結論に到達する」という教育刑主義の考えがある。

具体的には、まず加害者からの賠償を促す方策として、刑の執行猶予あるいは仮釈放等をあげている。加えて、正木博士は、行刑、具体的には、監獄法施

を受けた場合、一般の労働基本法による災害補償は適用されない。本状の規定する手当金だけである。この手当金は死亡手当金および障害手当金に限られ、かつ、その性格は恩恵的である。」として、賃金制を否定する立場に立つ。

17) 前掲4) 鈴木義男「被害者補償の諸問題-英米での議論を顧みて」『植松博士還暦祝賀 刑法と科学』(1971年、有斐閣) 888頁は、「作業報償金の大部分を損害賠償にあてるなどの提案も、それを効果的なものにしよとすればするほど、犯罪者の改善更生に重きを置く新派の立場そのものと矛盾することにさえなってしまう」と批判する。

行規則第76条1項を注目する。「受刑者其父、母、妻若しくは子の不要、犯罪被害者に対する賠償」と規定し、「自己将来の生計の資を作らしむるが為に賠償金額に制限を付する」ことは、「犯罪人に真の責任観念を求むる所以ではない」としている。被害者への賠償を優先させることを強く主張している。

(2) 賃金制について

正木博士は、「彼及びその親妻子の生活は之を如何にすべきか。」という「矛盾」から、賃金制を導入することを提案している。

正木博士は賃金制の導入については、大きく2つの点を理由とする。その一つが、受刑者に「自立自営の意識を昂揚せしめると同時に犯罪に対する贖罪の道德観念を全うし得しめることとなる」¹⁸⁾ことである。もう一つが、「労働はすなわち吾人の財産である」ことである。すなわち、「労働が吾人の財産である」とすると、それを国庫の所得とすることはすなわち一種の財産刑となる」とし、刑法に規定がない処罰を監獄法で定めることは「刑罰組織の攪乱ともなる」とする¹⁹⁾。

正木博士が加害者からの賠償を促そうとする姿勢は重要であろう。1980年に犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号、以下「犯給法」。）が制定され、その後、同法は改正を行っている。もっとも、2021（令和3）年の裁定金額は10億900万円に過ぎない²⁰⁾。諸外国の類似の制度と比較した場合、2020年度、アメリカでは379億356万円が支払われている。日本よりも人口の少ないイギリスでは214億1926万円、フランスでは391億4414万円、ドイツでは478億2601万円が支払われている²¹⁾。犯給法は今後、抜本的な改革が必要であるが、それと相まって、加害者からの賠償を促そうとすることは、犯罪被害者等への経済的支援としては重要である。国が加

18) 正木亮『刑事政策汎論』（1942年、有斐閣）426頁。

19) 正木亮『新監獄学』（1968年、有斐閣）148頁。

20) 国家公安委員会・警察庁編『令和4年度 被害者白書』（2022年）9頁

21) 諸外国における犯罪被害者等への損害回復・経済的支援制度の概要、警察庁、https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/higaisha/r04_report.pdf[2023.01.28]。

害者に賠償を促す制度の検討と、国による犯罪被害者への補償制度の確立は、犯罪被害者等への経済的支援を考えるうえで、いわば車の両輪である。

もっとも、正木博士は、加害者からの賠償を促すことを中心に、賃金制の導入をあげているものの、賃金制の導入については見解が分かれる。

否定説は、作業と一般社会における自由な労働とは本質的に異なるものであることから、直ちに容認することは困難だとする²²⁾。具体的な理由として、刑務作業の収益の程度に応じて報酬を受けることとなり顕著な差異が生じること、低収益の作業の場合には報酬の原資の確保ができないこと、職業訓練では報酬を払い得ないこと、国が給貸与する衣食等の費用の自己負担の問題が生じること、などがある。

肯定説は、自由刑の宣告によりその人の職業生活が破壊されることは原則として望ましいことではないこと、また受刑者の本質的生存が否定されないとするために、受刑者にも労働権、労働賃金請求権が認められるべきとする、などは代表的な考え方である²³⁾。受刑者の人権尊重、社会復帰の促進を理念とする現代刑事政策の立場から、行刑法において、刑務作業に対し、外界の賃金水準に見合う報酬を支給する趣旨の規定を設ける方向が採られるべき、などの考え方もある²⁴⁾。

22) 林眞琴他編『逐条解説 刑事収容施設法 第3版』(2017年、有斐閣) 483頁。

23) 吉岡一男「自由刑(五) - 刑務作業と賃金 -」『刑事政策講座第2巻刑罰』(成文堂、1972年) 155頁。

24) 前掲2) 森本益之「受刑者による犯罪被害の賠償 - 刑務作業賃金制導入の一側面 -」『刑事政策の現代的課題』(有斐閣、1977年) 584頁。さらに同584～589頁は、受刑者が自己の犯した犯罪の意味についてももう一度考える機会を得るとともに、刑務作業に正当な報酬を支払い一定の賠償を課すことは受刑者に酷な負担を強制するものではなく、むしろ加害者を欠落させる国家による被害者補償を具体化することは一般国民に対して不公平感を抱かせる懸念もあるとする。刑事法学者であるとともに労働法学者であった市川秀雄博士は、『刑法における市民法思想と社会法思想』(評論社、1963年) 373・374頁で、「刑務所は受刑者を改善、矯正し、再社会化せしめる使命を託されているということが肯定されるのであるならば、その負託は、受刑者を働きよくすることにおいて、すなわち奴隷的苦役をさせるのではなくして、受刑

肯定説の考え方は示唆に富むものの、現在の刑務作業の現状を考えたときに、賃金制を導入すること現実的な議論とは言い難い。特に、受刑者の能力も様々であり、概して生産性が高いとは言い難いことを考えると、直ちに賃金制を導入することには躊躇を覚える。

もっとも、現在の作業報奨金あまりにも低額であることから、受刑者の労働意欲を高め、出所後の生活資金、家族への送金、犯罪被害者への弁償という意味でも、現行の作業報奨金の基準額を大幅に増額することは必要であろう²⁵⁾。とすれば、作業報奨金の基準額を大幅に増額することにより、被害者への賠償は可能となりうるものと考えられる。また、外部通勤をする受刑者などの生産性の高い仕事に従事している受刑者には賃金制を導入することも考えられてよいであろう。

犯罪被害者等への経済的支援が十分とは言い難い現状を考えると、幅広い方策が求められ、受刑者からの作業報奨金からの賠償は一つの方策として検討されてよいであろう²⁶⁾。具体的には、作業報奨金の支給を受ける権利に対しては

者に人としての労働をさせることにおいて、はじめてその目的を達することができるのである。それで、わたくしは、賃金制は確立されねばならぬと考えている。」とする。

- 25) 朴元奎「施設内処遇」守山正・安部哲夫編『ビギナーズ刑事政策 第3版』(成文堂、2017年) 236頁。川出敏裕・金光旭『刑事政策』(成文堂、2012年) 181頁。例えば、藤本哲也『刑事政策概論〔全訂版〕』(青林書院、1996年) 248頁は「刑務作業は処遇の一環として理解すべきであり、就業条件、作業報酬等をできるだけ一般労働のそれに近づける努力を続けながらも、同時に、これを受刑者の社会化、社会復帰目的の実現のための有力な手段として最大限に機能させることが、現在のところ最も望ましい方法であると言えるであろう」とする(なお、同書〔全訂第7版〕(2015年) 262頁では「理論上はともかく、実務上、受刑者の作業能力の低さや生産性の問題等我が国の刑務作業が抱えている現状を考慮に入れる時、現段階では賃金制の採用は難しい」とする。)。また、加藤久雄『刑事政策学入門』(立花書房、1991年) 230～234頁では、「施設内就労については、原則として賞与金制度を維持し、自己労作や外部通勤作業を大幅に拡大し、それらには賃金制を採用すればよい、などと考えている」とするのも、同様の趣旨であろう。太田達也 犯罪と非行146号(2005年)。
- 26) 前掲2) 森本益之「受刑者による犯罪被害の賠償－刑務作業賃金制導入の一側面－」

強制執行の対象にはならないことから(最決令和4年8月16日)²⁷⁾、任意での支払いを促すこととなる。刑事施設の長は、受刑者が使用の目的を「被害者に対する損害賠償の充当」として申出をした場合には、申出の額の全部又は一部の金額を支給することができる(刑法98条4項)²⁸⁾。いかに、任意での支払いを促すことができるかが課題となるが、既に被害者の視点を取り入れた教育が導入されているとともに、今後は、刑の執行段階における心情等聴取・伝達制度が導入される²⁹⁾。この制度により、受刑者は犯罪被害者等の心情等(被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見を示す。)の伝達を受けることにより、結果的に受刑者からの作業報奨金からの賠償を促すことにもつながる可能性もあるであろう。

(3) 犯罪被害者等への経済的支援と教育刑思想について

正木博士の考えの根本には教育刑思想があることは、既に述べた通りである。賠償させることが、「犯人を改過遷善せしめる奥儀」とする。

たしかに、加害者が賠償をすることにより、結果的にその改善更生に資することは考えられる。賠償をすることで、あるいは賠償をするに至るまでの経緯

『刑事政策の現代的課題』(有斐閣、1977年)590頁は、国家による被害者補償、刑務作業賃金制、さらには受刑者による被害賠償が相互に関連し合うものとして認識されなければならない、とするが同趣旨であろう。

27) https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/365/091365_hanrei.pdf(2023.01.29)

28) この金額は、施行規則により、原則として、その支給の時における報奨金計算額の2分の1を超えてはならず、その使用の目的に照らして適当であると特に認めるときを超えることができる(施行規則60条)。被害者に対する損害賠償への充当の場合、限度額を超えた支給が相当であることが少なくない(林眞琴他編『逐条解説 刑事収容施設法〔第3版〕』(有斐閣、2017年)488頁。

29) 太田達也「自由刑の執行段階における被害者の意見聴取及び伝達制度－修復的矯正・修復的保護官観察への発展可能性を求めて－」『高橋則夫先生古稀祝賀論文集〔下巻〕』(成文堂、2022年)903～921頁、齋藤実「矯正における犯罪被害者等の支援－刑の執行段階における心情等聴取・伝達制度を中心として」『刑事法ジャーナル75号(2023年)38～43頁。

で、加害者が改善更生していくことは十分に予想しうる。

もっとも、加害者の改善更生はあくまでも、賠償を行ったことの結果に過ぎず、賠償を行うことが目的ではないことには留意する必要がある。賠償をする目的は、加害者自らが生じさせた損害を補填することである。賠償することにより改善更生するとすれば、それはあくまでも結果としてであり、副次的なものに過ぎない。加害者の改善更生が犯罪被害者等への経済的支援の目的にはなりえないことには、十分な注意が必要である。

5 おわりに

犯罪被害者等への経済的支援の議論の歴史は古いものの、依然として、解決ができず大きな課題となっている。現在、国による犯罪被害者等への補償については、犯給法の改正を重ねて対応をしてきたがその対応では限界に来ている。そのため、国による犯罪被害者等への補償に関する議論を進めることが重要であることは言うまでもない。ただ、犯罪被害者等への経済的支援は喫緊の課題であるだけに、様々な方策を複合的に講じる必要がある。

とすれば、国による犯罪被害者への補償以外の方策、具体的には国が加害者に賠償を促すための制度の構築も重要である。正木博士は、この点を中心に対策を進めてきた。賃金制の導入自体は直ちには首肯することはできないものの、作業報奨金を増額することは可能であろう。作業報奨金を増額しそれを原資とすることで、国が加害者に賠償を促すことが考えられる。

幸いにも刑の執行段階における心情等聴取・伝達制度が導入される。受刑者等は、犯罪被害者の心情等を伝達されることから、受刑者が自ら賠償する契機にもなりうるものが期待される。

【附記】 本稿は、科学研究費・基盤研究(B)「犯罪被害者支援に関する法制度等の総合的研究」(研究代表者：琉球大学法務研究科教授・齋藤実、課題番号：21H00675)の成果の一部である。